

令和3年第10回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年10月29日（金） 午前10時26分			
出席委員 （18名）	1番	二月田	努	
	2番	中 園	真 一	
	3番	相 良	悟	
	4番	鎌 田	陽 一	
	5番	中 村	優 志	
	6番	田 代	一 友	
	7番	松 下	さえ子	（会長職務代理者）
	8番	有 村	啓 太	
	10番	上 原	雄 二	
	11番	清 水	和 子	
	12番	岡 村	勝 敏	
	13番	山之内	悟	
	14番	笹 峯	久 雄	
	15番	大 山	茂 美	
	16番	長 崎	恵里子	
	17番	今 村	浩 一	
	18番	常 盤	信 一	
	19番	槐 島	睦 夫	（会 長）
欠席委員 （1名）	9番	東 鶴	昭 雄	
事 務 局 振興農地グ ループ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長	古江 洋一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査	剥岩 泰三
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鵜瀬 祐樹
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>8 「買受適格証明願（耕作目的）」について</p> <p>9 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見について</p>			

開会 10時26分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和3年第10回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は9番委員より欠席届が出されていますので、現在の出席委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。

	す。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。それでは議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただきます。ご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員は13番委員と14番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を11番委員。
11番委員	1番について報告いたします。届出地は牧園10区自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は農業用倉庫191㎡を建設するものである。工事内容は表面を10cm下げ砕石を敷くものである。周囲の農地や排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われま。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告につきまして、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではなしと言う声がありましたので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしということで、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定20件、中間管理権設定26件の合計49件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が27件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数22筆、面積35,016㎡、利用権設定20件、筆数65筆、面積88,796㎡、中間管理権設定26件、筆数43筆、面積56,388㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのこと。それではお諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計

	画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請11件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず隼人の1を17番委員。
17番委員	1番。申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は307㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため農地法施行規則第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、国分の2と3を4番委員。
4番委員	2番と3番を続けて報告いたします。まず2番を報告いたします。申請地のうち国分福島は舞鶴中学校の西に位置し、現況は田である。また、国分川内は南国分郵便局の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,666㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして3番について報告いたします。申請地は口輪野公会堂の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,666㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の4を13番委員。
13番委員	4番について報告いたします。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和11年6月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は64,554㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の5を17番委員。
17番委員	5番。申請地は萩之元公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,961㎡で下限面積要件を満たしている。調査の

	結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。
議長（会長）	同じく国分の6と7を18番委員。
18番委員	<p>6番と7番を続けて報告いたします。6番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,062㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>7番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,938㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の8と9を12番委員。
12番委員	<p>8番、9番を報告いたします。まず8番です。申請地は安良小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和6年3月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,204㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして9番。申請地は赤水公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が令和5年8月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,531㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島の10を2番委員。
2番委員	<p>10番。申請地は市後柄自治公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が令和7年4月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,731㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上、報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人の11を5番委員。
5番委員	<p>11番を報告します。申請地は真孝公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,759㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	はい、意見報告が終わりましたが、只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外10件、農用地編入1件、用途区分変更2件の計13件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、農用地除外の国分の1から3まで18番委員。
18番委員	<p>1番から3番まで続けて報告いたします。1番。申出地は、鹿児島地方法務局の西に位置しており、現況は田と畑であります。申請地の北は道路、南は道路、西は道路、東も道路です。除外目的は医療施設病院1棟、リハビリ棟1棟、薬局1棟を建設するものです。当申出は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積から見て適当と思われま。農用地区域外にある代替地の検討の結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで、農用地の集団化や農作業の効率化への影響はないと思われま。農用地区域内における担い手への利用集積に支障及ぼす恐れはないと思われま。農用地等保全施設の有する機能に及ぼす影響はないと思われま。申請地は土地改良事業がなされた土地であるが、事業完了後、8年経過をしているため問題はないと思われま。また除外されたと仮定した場合、申出地は、第2種農地の500m以内農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われま。以上のような理由により、特別班として除外はやむを得ないと思われまが、大規模医療施設が建設されることで、周囲にある道路に対して一般車両の通行が増えることが予想されま。現在、耕作されている方が安心して耕作できる環境作りに配慮をしていただきたいと思います。</p> <p>次に2番。申出地は、市営新清水団地の西に位置し、現況は田であります。除外目的は建売住宅13棟と通路を建設するものであります。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われま。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われま。</p> <p>次に3番。申出地は、国分北小学校の北に位置し、現況は田であります。除外目的は建売住宅3棟を建築するものであります。除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われま。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の4を16番委員。
16番委員	4番について報告いたします。申出地は、国分南中学校の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は建売住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われま。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われま。以上です。
議長（会長）	次に横川の5から霧島の8まで1番委員。
1番委員	5番。申出地は、横川丸岡会館の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると

	<p>思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>6番。申出地は、横川丸岡会館の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番。申出地は、中野公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>8番。申出地は、栢田自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の9と10を16番委員。
16番委員	<p>9番と10番を続けて報告いたします。まず、9番。申出地は、県営小田団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は建売住宅6棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>10番。申出地は、宇都山公民館の南西に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅2棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に農用地編入の溝辺の11と用途区分変更の溝辺の12を3番委員。
3番委員	<p>11番と12番について報告いたします。申出地は、鷹屋神社の西に位置し、現況は畑である。編入目的は、農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものである。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。</p> <p>次に12番です。申出地は、鷹屋神社の西に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的は、畜産施設にするものである。肥育牛舎であります。周囲の農地の用水及び排水は確保されている。申出地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。この地区は、溝辺で一番の繁殖牛とキャベツの生産の地区であります。申出地の近隣には住宅は一切ございません。11月に関連地区民への説明会を開く計画であります。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の13を4番委員。
4番委員	13番を報告いたします。申出地は、霧島市役所の西に位置しており、現況はビニールハウスと駐車場である。用途区分変更目的は、農業用施設ビニールハウス2棟、駐車場15台分を建設するものであり、始末書も添付されております。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はいご苦労さまでした。それでは只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外10件、農用地編入1件、用途区分変更2件の計13件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することにいたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申請地は青葉小学校の北西に位置し、現況は不耕作地であります。なお、年月日不詳ではありますが、造成してしまったという始末書が添付されております。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は駐車場と通路を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を3番委員。
3番委員	2番につきまして報告いたします。申請地は溝辺給食センターの東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にし、クヌギと杉を植えるということで、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。場所は鷹屋山陵のすぐ北東になります。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺の3を8番委員。
8番委員	はい、3番を報告いたします。申請地は丹生附公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成31年1月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、横川の4を12番委員。
12番委員	4番を報告します。申請地は向植村公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の5を11番委員。
11番委員	5番につきまして報告いたします。申請地は坂下自治公民館の北東に位置し、現況は茶工場である。なお、平成3年9月頃、宅地造成して工場を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は茶工場を建設するもの

	で、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園の6を16番委員。
16番委員	6番につきまして報告いたします。申請地は牧園保育園の北に位置し、現況は山林である。なお、平成3年3月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものでありますが、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の7と8を10番委員。
10番委員	7番と8番を続けて報告いたします。申請地は隼人市民サービスセンターの北に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳で砂等を搬入し整地してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続けて8番。申請地は宮内小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張と駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、意見報告が終わりましたが、只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を17番委員。
17番委員	1番。申請地は国分南小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の2から4までを2番委員。
2番委員	2番。申請地は渡瀬公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時

	<p>転用に該当すると思われる。転用目的は作業用通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年11月5日から令和6年10月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>次に3番。申請地は渡瀬公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は作業用通路と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年11月5日から令和6年10月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>次に4番。申請地は狭名田自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に隼人の5を17番委員。
17番委員	5番。申請地は川尻公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の6を13番委員。
13番委員	6番を報告いたします。申請地は国分南小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の7を17番委員。
17番委員	7番。申請地は木原中央公民館の西に位置し、現況は畑と牛舎である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎2棟、飼料タンク2基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の8から10を18番委員。
18番委員	<p>8番から10番まで続けて報告いたします。8番。申請地は市営重久団地の北に位置し、現況は不耕作地であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われま。転用目的は社会福祉施設2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は2,962.3㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われま。</p> <p>9番。申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は不耕作地であります。農地区分は第3種農</p>

	<p>地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>10番。申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は不耕作地であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は建売住宅6棟、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の11と12を3番委員。
3番委員	<p>11番と12番を報告いたします。11番。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われます。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。先月報告したものの隣の農地になります。</p> <p>12番。申請地は麓原自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は一般住宅1棟、整備場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の13を14番委員。
14番委員	13番について報告いたします。申請地は下桑ノ丸公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に牧園の14を11番委員。
11番委員	14番について報告いたします。申請地は三体小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく牧園の15から18まで16番委員。
16番委員	<p>15番から18番まで報告いたします。15番。申請地は中津川小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>16番。申請地は中津川小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置</p>

	<p>をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番。申請地は持松4区公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>18番。申請地は持松4区公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の19と20を5番委員。
5番委員	<p>19番を報告します。申請地は小浜小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番を報告いたします。申請地は富隈地区公民館の南に位置し、現況は駐車場である。なお、平成元年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人の21を7番委員。
7番委員	21番について報告いたします。申請地は日当山春光園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告いたします。
議長（会長）	同じく隼人の22を10番委員。
10番委員	22番。申請地は隼人教育会館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員の報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第7号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を2番委員。
2番委員	1番。申請地は狭名田自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上、報告いたします。
議長（会長）	はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質疑はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第8号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に議案第8号「買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売の買受適格証明願（耕作目的）が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。福山の1を17番委員。
17番委員	1番。申請地は立元公民館の西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,369㎡で下限面積要件を満たしている。なお、耕作意欲があり、農機具も完備しておりました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者であると思われまます。また、奥さんの実家がこの近くにございまして、農機具はそちらにトラクターは3台、そしてまた、住所は曾於市となっておりますが、かけてくるまで15分しかかからないとのことでありました。また、周りの農地も殆ど借りられており、から芋を作付けしているとのことでも意欲のある方でございまして。周りの農地も利用権設定するようお願いもしまして、特別班で判断しました結果、許可相当でありました。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。意見報告が終わりましたが、只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたします。先ほどの審議において、買受適格者として承認されておりますので、農地法第3条の申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔会長に一任〕と呼ぶ者あり
議長（会長）	はい、ありがとうございます。会長に一任というご意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたします。

△ 議案第9号 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見決定について

議長（会長）	次に議案第9号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見決定についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第6条第4項に基づき、霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、市長より意見を求められておりますので、当委員会で審議をいたします。それでは、これにつきましては、事務局より説明を求めます。事務局。
	〔事務局説明〕
議長（会長）	只今、事務局の説明が終わりました。只今の説明について、ご意見・ご質疑はございませんか。本件につきましては、各地区で開催されました推進会で説明し意見を頂いておりますのでよろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第9号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見決定については、適正である旨回答することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。よって本案件は、適正である旨市長に回答いたします。それでは以上で、令和3年第10回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。事務局もありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第10回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 11時38分

13番

14番

19番